

佛教大学二条キャンパス

平安京右京三条一坊六町（藤原良相邸、西三条第、百花亭）の調査

（財）京都市埋蔵文化財研究所 丸川義広

1 仮名文字の発生

(1) 万葉仮名 草仮名 平仮名と片仮名

(2) 9・10 世紀の仮名文字資料

多賀城跡漆紙文書、9 世紀中頃

藤原有次申文（讃岐国司解端書、867 年）

東寺食堂千手観音像胎内檜扇（元慶元年十二月、877）

富山県射水市赤田 I 遺跡 土師器坏（糸切り底）9 世紀後半～

紀貫之筆土佐日記（藤原定家臨摸本）、10 世紀前半 原本は 945 年以前

醍醐寺五重塔初層の天井板落書、951 年

(3) 平安京出土の仮名文字資料

左兵衛府・侍従所間 溝 SD 1 土師器 杯 10 世紀初め

右京一条三坊二町 溝 202 土師器皿 10 世紀初め

左京三条三坊九町 SX10 須恵器鉢（江戸時代の遺構から出土）

平安宮内裏北西部、土師器高杯、皿、10 世紀

平安宮内裏内郭北西部 SK22 白色土器三足盤・土師器皿 11 世紀

2 西三条第の史料

(1) 拾芥抄 西京図 右京三条一坊六町に「西三条」とある。

(2) 『日本三代実録』の記事

貞観元年（859）4 月 18 日条「皇太后が東宮から右大臣西京三條第に遷る」。

貞観 2 年（860）4 月 25 日条「皇太后が右大臣西京第から東五條宮に遷る」。

貞観 8 年（866）3 月 23 日条「清和天皇が良相西京第に幸す」。

貞観 9 年（867）10 月 10 日条「藤原良相薨伝」

3 発掘調査

(1) 経過 1 区（2011 年 4 月～）、2 区（2011 年 6 月～）、3 区（2011 年 8 月～12 月）

(2) 遺構 1 期（9 世紀前半）SB01、柱列 6、井戸 470、池 300、池 370、溝 400、土坑 44
2 期（9 世紀後半、西三条第）SB02、建物 1・2・3・4・5、池 250、溝 43

(3) 池 250 から出土した遺物

土師器：皿、杯、杯 B、高杯、盤、甕、羽釜、鉢。

黒色土器：椀、甕、鉢、ミニチュア椀、ミニチュア鉢、小壺、黒色土器硯。

須恵器：杯、杯蓋、皿、椀、鉢、壺、甕。

緑釉陶器：椀、皿、耳皿、香炉身・蓋、壺。産地：猿投、山城、近江、美濃、防長。

白色土器：椀、皿。 灰釉陶器：椀、皿、壺蓋、壺。

青磁：椀、合子身・蓋。白磁：椀、皿、壺。

銭貨：長年大寶 2 枚（848 年）、饒益神寶 1 枚（859 年）、貞観永寶 3 枚（870 年）。

金属製品：鉄釘、鉄鋌、銅鏃、鉄鏃、毛抜、火箸、板状製品、鉄板、飾鋌。

石製品：石帯（巡方・蛇尾）、経軸端、基石、砥石、凝灰岩、石硯。

木製品：木簡、横櫛、檜扇、浮子、弓、柄、曲物、折敷、下駄、車輪形、舟形。

4 墨書土器 調査で約 90 点出土した。うち池 250 からは 75 点で土師器が 54 点ある。

(1) 仮名 墨 14「かわらけ乃…もたい あまりて すきな比とにくしとお（も）は礼…」＝カワラケ モタイ 余りて、好きな人憎しと思われ…、墨 8「れな わあな」。墨 54「かくは たに はら」。太い筆を用いる。墨 66 は高杯の脚部全面に細かな文字。黒色土器椀の底部に墨書「は」がある。

(2) 漢字 墨 42「大（身）雁（夫）（夫）夫」「夫 天 飯（米）」、墨 64「三条院鈎（鈎）殿高坏」、墨 65「政所」土師器高杯の脚に 2 方向、墨 43「雑離」、墨 62「膳所」、墨 71「兵 兵 兵」、墨 72「四条」、墨 74「庄」「庄」、墨 75「太」墨 79（池 117）「専師」、墨 82（井戸 470）「酒杯」。

5 藤原良相との関連が想定される出土遺物

(1) 武官に關係する遺物：鉄鏃、木製弓、須恵器壺（墨 71）に「兵 兵 兵 兵」。

(2) 仏教的要素がみられる遺物：水晶製の経軸端＝経典が存在、仏器の器形＝黒色土器の鉢、小壺、墨書土器「雑離」（墨 44）は写経、墨書土器「太一」は北極で真言・道教。

(3) 女性的要素を示す遺物：墨書土器が「女手」の仮名文字、青磁合子と緑釉香炉が小型品、毛抜き、基石、櫛が多い。檜扇が多い、ミニチュア土器。「政所」墨書土器。

6 西三条第・百花亭と染殿・望遠亭について

『日本三代実録』によれば、清和天皇は貞観 8 年（866）3 月 23 日条に西三条第に行幸されたあと、8 日後の閏 3 月朔には藤原良房の染殿に行幸された。鈎殿と鈎台、百花亭と望遠亭、桜花の咲き具合などに違いがみられる。応天門の変直前の微妙な時期で、興味深い。

7 仏頂尊勝陀羅尼について

『今昔物語集』巻第 14 の第 42 には「尊勝陀羅尼の験力に依りて、鬼の難を遁れたる語」として、藤原良相の長男常行が夜遊びの途中、百鬼夜行に遭遇し、尊勝陀羅尼を襟元に縫い付けおいて鬼の難から逃れたとする説話が載せられている。仏教界とのつながりが背景にあったとてよい。

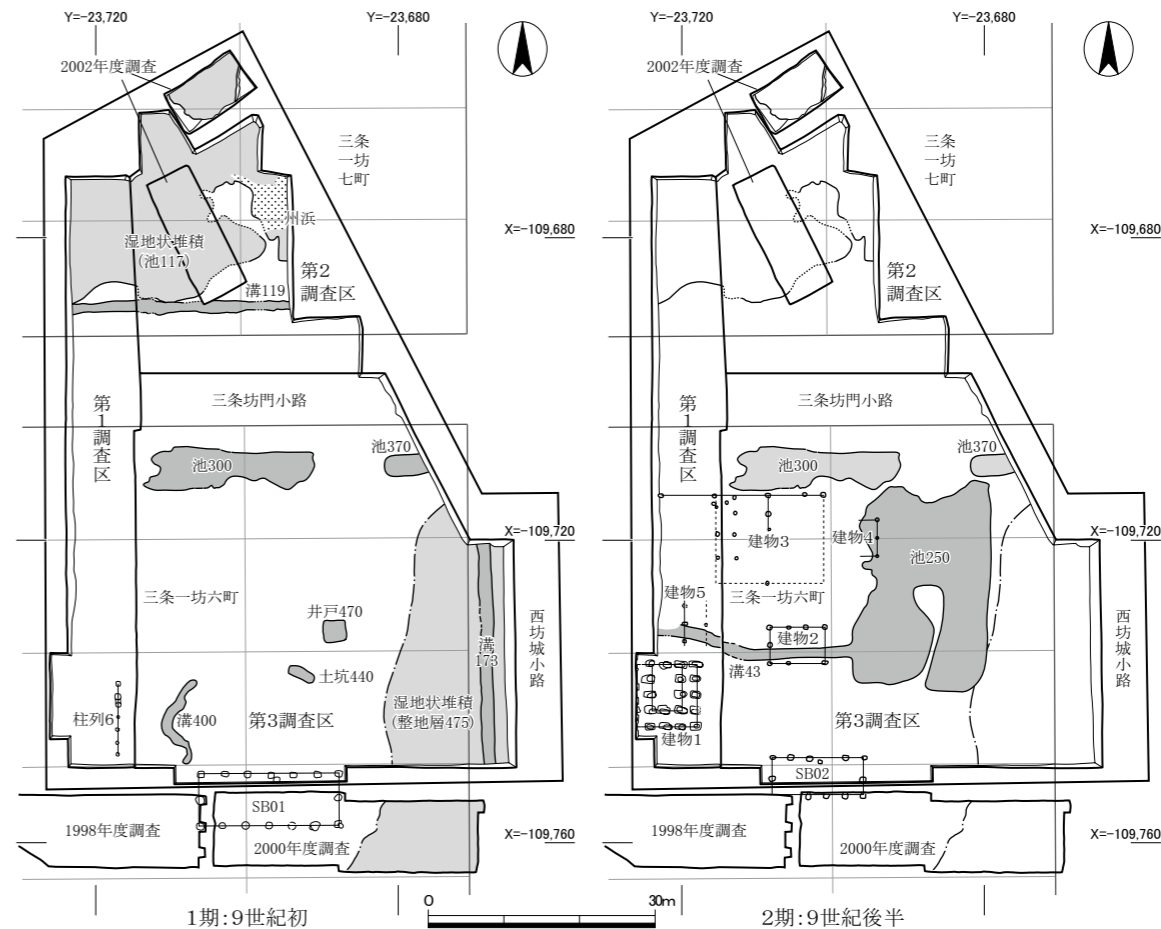
「西三条第」の主であった藤原良相は文学に造詣が深く、信仰心の篤い人物と評されてきた。池 250 から出土した様々な遺物には、それを裏付けるものがある。貞観 8 年（866）閏 3 月 10 日に起きた応天門の変では、伴大納言（善男）に与したため兄藤原良房と対立した。のち失脚、政治への関心を失い、翌年死亡した。良相の長男常行も貞観 17 年（875）に死亡したため、西三条第は急速に衰退したとみられる。池 250 西岸から出土した大量の遺物は、良相家の人々が当地を立ち去る際に廃棄したものが含まれるであろう。

出土した仮名文字をもつ墨書土器は、現在までのところ平安京では最古の出土例である。これまで地方の役所跡などで少量出土していたが今回は、9 世紀後半まで確実に遡ること、点数が豊富なので筆の違いが認識できうること、邸宅の主が右大臣藤原良相という、文学と信仰に造詣が深かった人物と判明するなど、仮名文字の発生と展開にとってきわめて重要な内容が含まれている。

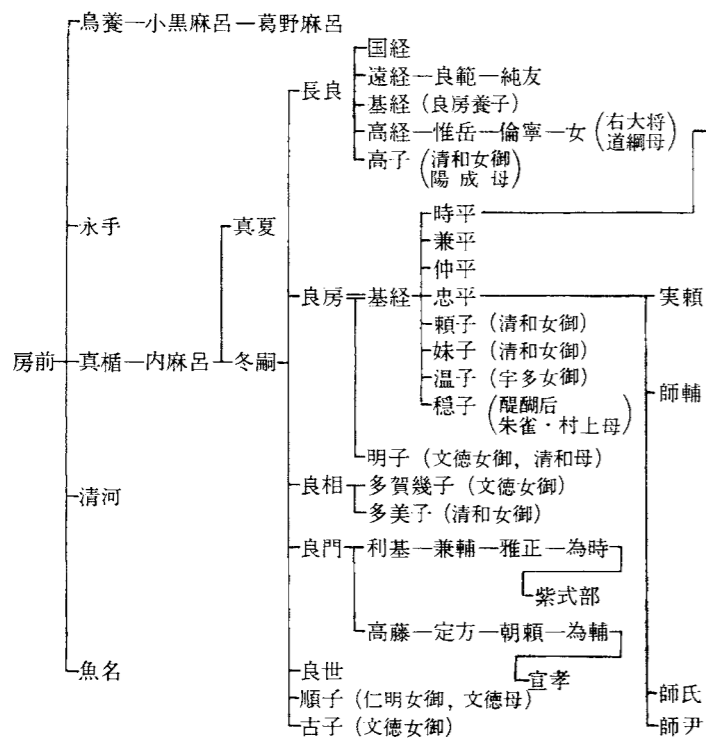


漫画に描かれた藤原良相像

『少年少女日本の歴史4』「平安京のびと」小学館（一部改編）



遺構の変遷図 (1:1,000)



『角川日本史辞典』角川書店

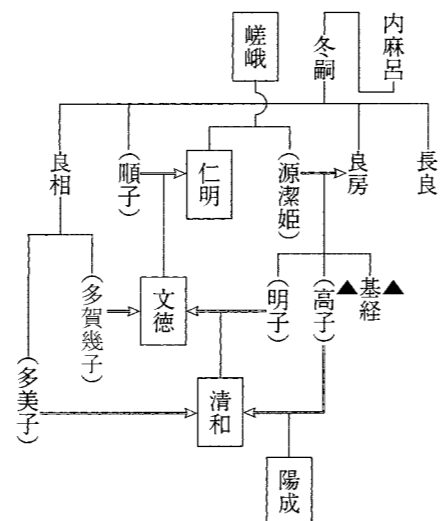
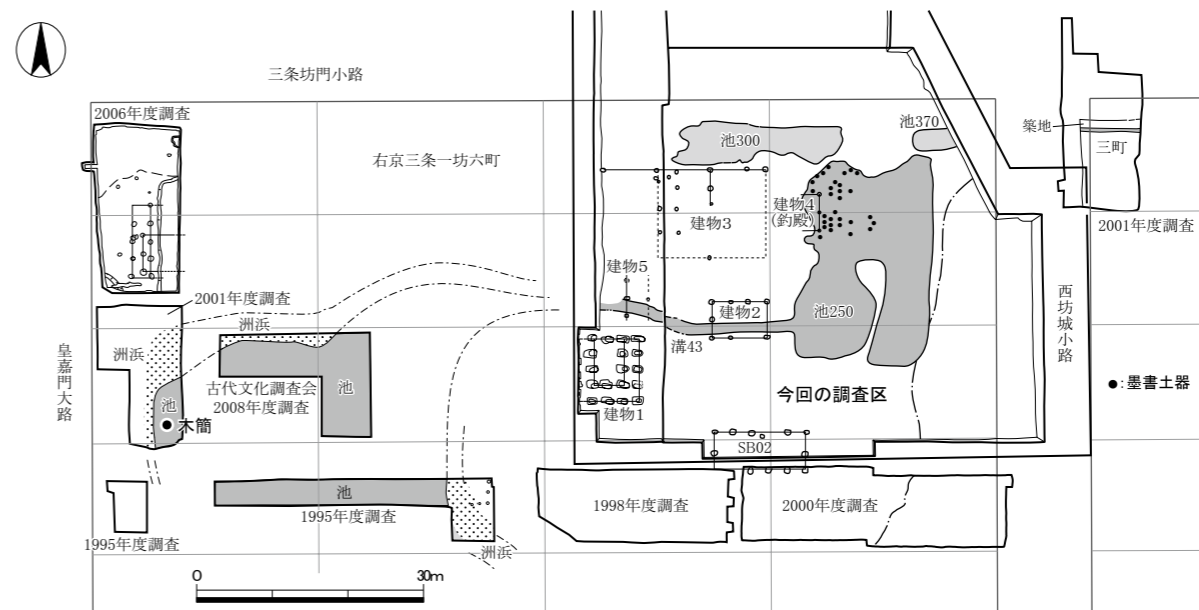


図12 桓武王統と藤原氏北家間の子女交換。▲は兄長良の子を養子とした

『歴史のなかの大地動乱』(岩波新書) 岩波書店（一部改編）

藤原氏系図



西三条第北半部の遺構配置図 (1:1000) (2期に該当)

開元之所、其改天安三年、以爲貞觀元年、將使皇猷正一、被群品以用全、實曆延長、均兩儀、以年遠、是日、神祇官卜、以參河國播豆郡爲悠紀、美作國英多郡爲主基、○十八日癸卯、皇太后遷、自東宮、御右大臣西京三條第、去年八月廿九日、與今上同輿、遷自冷然院、御於東宮、擬還五條宮、暫御大臣第爲避忌也、進、恭議從三位行皇太后宮大夫伴宿祿善男階、加正三位、亮從五位下三統宿祿眞淨從五位上、右近衛權少將兼周防權守藤原朝臣常行正五位下、常行、右大臣之第一男也、新鑄印一

錄言上、自今以後、永爲歲事、以爲國祈也、○廿二日壬寅地震、○廿四日甲辰、從五位下藤原朝臣高能子授從四位下、无位藤原朝臣度茂子從五位下、○廿五日乙巳、皇太后遷、自右大臣西京第、御東五條宮、授從五位上行右近衛權少將兼周防權守藤原朝臣常行正五位下、常行、右大臣之第一男也、新鑄印一

三日己亥、鸞輿幸右大臣藤原朝臣良相西京第、觀櫻花、喚文人賦百花亭、詩預席者卅人、四位四人、五位八人、六位廿八人、天皇御射庭、賜親王以下侍從以上射、左右近衛中少將預焉、中鶴者賜布、伶官奏樂、玄鬘稚齒十二人、遞出而舞、晚奏、女樂、歡宴竟日、賜扈從百官祿各有差、夜分之後、乘輿還宮、是日、進參議右大臣從四位上兼行播磨權守大枝朝臣音人參議右近衛權中將、從兼前權守藤原朝臣常行、參議左近衛中將兼伊豫守藤原朝臣基經階並加正四位下、授從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸葛正五位下、從五位下左兵衛權佐藤原朝臣直方從五位上、散位正六位上大枝朝臣氏雄、木工少允從七位下布勢朝臣眞繼並從五位下、外從五位下伊統朝臣善子從五位下、已上叙位並是宴餘之殊弊也、○廿八日甲辰、甲斐國從五位上勳十二等物部神美和神並授正五位下、從五位下宇波刀神從五位上、大和國平城京內田地十六町三段百廿步、賜從四位下行山城權守在原朝臣善淵、先是善淵奏言、奉爲平城太上天皇、建精舍於陵次、買得舊京荒地、聖闕爲田、充修理精舍之資、而內藏寮稱格旨、收爲勅旨、請願恩葬、永爲私田、詔許之、○閏三月丙午朔、鸞輿幸太政大臣東宮、觀櫻花、王公已下及百官扈從、天皇御釣臺、觀釣魚、遷射殿、御弓矢、王公已下以次射、御東門、覽耕田農夫田婦、雜樂皆作、還望遠亭、覽翫

○廿

三代實錄卷十二 清和天皇(貞觀八年三月一日閏三月) 一七九
三代實錄卷十二 清和天皇(貞觀八年閏三月) 一八〇
花樹、伶人陪於歌榭、鼓鐘脩陳、絲竹繁會、童男妓女、花間迭舞、喚能屬文者數人、賦落花無數、雪詩、終日樂飲、皇歡是洽、群臣具醉、宴竟、親王已下五位已上及六府將監尉已下、賜祿各有差、五位已上未得解由者預焉、日暮、車駕還宮、是日、召集京城貧窮者於鴨河邊、以新錢五萬文、飯二千五百、裝頒給焉、於近京卅三ヶ寺、轉讀金剛般若經、般若心經、○五日庚戌、地震、授近江國正六位上天社神從五位下、加賀國司言、居住國內之輩、便任國司、并士民爲博士醫師者、二ヶ年間、不給事力、勅許之、但得試之人不在此限、○七日壬子、進伊豫國從三位大山積神階加正三位、近江國從四位上山津照神伊豫國從四位上磯野神、野間、天皇神、伊豫村神並授正四位下、近江國從四位下勳八等伊香神、伊豫國從四位下瀧神並從四位上、山城國正六位上降居神、從五位下、○十日乙卯、夜、應天門火、延燒、樓鳳翔鸞兩樓、○十三日戊午、伊

貞觀元年(859) 4月18日条 「皇太后藤原順子滯在」
貞觀2年(860) 4月25日条 「西三条第行幸」
貞觀8年(866) 3月23日条 「染殿行幸」
閏3月1日条 「應天門炎上」
閏3月10日条 「藤原良相薨伝」

皇不視事三日、良相朝臣者、贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之第五子也、姉太皇太后、兄太政大臣忠仁公、並與大臣同胞也、大臣年在童稚、局量開曠、及於弱冠、始遊大學、雅有才力、承和元年、仁明天皇徵令侍禁中、拜右兵衛權大尉、遷、內藏助、五年授從五位下、明年轉頭、兼因幡守、小頃遷、左近衛少將、內藏頭、因幡守如故、八年授從五位上、十年加正五位下、遷、阿波守、內藏頭、左近衛少將如故、十三年至從四位下、轉中將、餘官如故、嘉祥元年拜參議、二年兼相摸守、同年秋拜右大弁、相摸守如故、三年授從四位上、數月加正四位下、尋領陸奥出羽按察使、未幾遷、左大弁兼春宮大夫、仁壽元年授從三位、拜權中納言、四年轉大納言兼右近衛大將、齊衡二年進正三位、四年拜右大臣、天安元年授從二位、遷、左近衛大將、貞觀元年授正二位、嘗仁明天皇煎煉五石、試觀近侍、先嘗欲知精粗、黃門數輩、無飲服之者、大臣引杯、一舉而盡、帝感藥劑之問、君臣不忘、義焉、室大江氏、臨、大臣生年卅餘歲、卒於舊寢、大臣本習內典、精熟、真言至是、撤却腥鮮、尤事念佛、自喪江氏、無復娶妻、貞觀之初、專心機務、志在匡濟、當時飛鷹從禽之事、一切禁止、山川數澤之利、不妨、民業、皆是大臣所奏行也、爲人至性、意深陸親、勸學院南邊、更建一院、號延命院、以養治藤氏生徒、病困无家業者、以東京六條宅、名崇親院、引氏中子女不能自存者、以收養、並皆割封戶、又、庄田、給其資用、崇親院中、建一小堂、安置佛像、令居住者、每旦盥洗、誦觀音名号、以植後世之善根、自製願文、多詞不載焉、愛好文學之士、擇大學中貧寒之生、時賜綿絹、冬天慘烈、多縫造被、遍賜四學堂夜宿者、時節喚學生能文者、賦詩、實物數矣、是年十月初、直應得病、退就第、同月十日、告諸子曰、今日與爾等離會之初、講、是五閏浮業之終夕也、儻以此日、歸、吾寂滅、舊鄉安知、與彼法會、不有因緣乎、臨終乃命侍兒扶起、正而西方、作阿彌陀佛根本印、俄薨、時年五十五、遺言、令薄葬、單衣覆棺、大臣蔬菲累年、羸瘦過甚、迄終、一身不虧宿誓、其篤信佛道、臨命正念、時人比之姚伯審、有子、男女九人、長子常行、官至大納言、自有傳、次直方、忠方、並以才行見稱、忠方、敏工、隸書、

貞觀9年(867) 10月10日条 「藤原良相薨伝」

尊勝陀羅尼の験力に依りて、鬼の難を遁れたる語 第四十二

今昔、延喜の御代に、西三条の右大臣と申す人御けり。御名をば良相とぞ云ける。其の大臣の御子に、大納言の左大將にて常行と云ふ人御けり。其の大將未だ童にて、勢長の時まで、冠をも不着ずしてぞ御ける。其の人の形美麗して、心に色を好みて、女を愛念する事並無かりけり。然れば、夜に成れば家を出て東西に行くを以て業とす。

而る間、大臣の家の西の大宮よりは東、三条よりは北、此れを西三条と云ふ。其れに、此の若君み、東の京に愛念する女有ければ、常に行きけるを、父母夜行を恐て強に制し給ひければ、窃に、人にも不令知ずして、侍の馬を召て、小舎人童、馬の舎人許を具して、大宮登りに出で、東さまに行きけるに、美福門の前の程を行くに、東の大宮の方より多の人、火を燃して、若君此れを見て云く、「彼れ何人の来るなるらむ。何にか可隠き」と。小舎人童の云く、「屋る見候つれば、神泉の北の門こそ開て候ひつれ。其れに入て、戸を開て、暫く御まして令過め給へ」と。若君喜て馳て、神泉の北の門の開たるに打入て、馬より下て柱の本に曲り居ぬ。

其の時に、火燃たる者共過ぐ。「何者ぞ」と戸を細そ目に開て見れば、早う、人には非で鬼共也けり。様々の怖し気なる形也。此れを見て、「鬼也けり」と思ふに、肝迷ひ心碎て、更に物の不思議。目も書て臥たるに、聞けば、鬼共過ぐと云なる様、「此に気はひこそすれ。彼れ搦め候はむ」と云て、若君一人走り來たり。「我が身、今は限りぞ」と思ふに、近くも不寄來ずして走り返ぬなり。亦音有て、「何ぞ不搦ざる」と云へば、此の來つる者の云く、「否不搦得ざる也」と云ふに、「何の故に不搦ざるぞ。懼に搦めよ」と行へば、亦他の鬼走り來る。亦前の如く近くも不寄來ずして走り返ぬ。「何ぞ。搦たりや」と云ふに、「尚、不搦得ざる也」と云へば、「怪き事を申すかな。我れ搦めむ」と云て、此く搦つる者走り來るに、始よりは近く來て、既に手係く許り來ぬ。「今ぞ限り也ける」と思ふ間に、亦走り返ぬ。「何に」と問ふなれば、「實に不搦得ざる、理也けり」と云へば、亦、「何なれば然るぞ」と問ふなれば、「尊勝真言の御ます也けり」と云ふに、其の音を聞て、多く燃たる火を一度に打消つ、東西に走り散る音して失ぬ。中々、其の後、頭の毛太りて物不思議。

然れども、此くて可有き事に非れば、我れにも非で馬に乗て、西三条に返ぬ。曹司に行て、心地極て悪しければ、弱ら臥ぬ。身に暑く成たり。乳母、「何くに行き給つるぞ」と、「殿、御前の此く許合申め給ふに、「夜深く行かせ給ふ」と聞かせ給はば、何に申させ給はむ」など云て、近く寄て見るに、極て苦し氣なれば、「何ぞ苦し氣には御ますぞ」と云て、身を掻き搜れば、極て暑し。然れば、乳母、「此は御ますぞ」と云て、迷よふ。其の時に、若君有つる様を語り給ければ、乳母、「奇異かりける事かな。去年、己れが兄弟の阿闍梨に云て、尊勝陀羅尼を合書て、御衣の頸に入れしが、此く貴かりける事。若し不然ましかば、何ならまし」と云て、若君の額に手を当て、泣く事無限し。此くて三四日許暑して、様々の祈共被始めて、父母も驚き給ひけり。三四日許有てぞ、心地直たりける。其の時、麴を見ければ、其の夜、忌夜行日に当たりけり。

此を思ふに、尊勝陀羅尼の靈驗極て貴し。然れば、人の身に必ず可副奉き也けり。若君も其の尊勝陀羅尼の頸に有りて云ふ事不知給りけり。

其の比、此の事を聞き及ぶ人、皆尊勝陀羅尼を書て守にしてなむ具し奉けりと云む語り伝へたとや。

藤原良相・西三条第関係年表

*ゴチックは藤原良相薨伝の記事。「」は錢貨・木簡

- 承和元年 (834) 禁中侍。右兵衛大尉拜。内蔵助遷。
「承和昌寶」(承和2年 1区地山上)
- 承和5年 (838) 従五位下授。
- 承和6年 (839) 頭転。因幡守兼。
小頃 左兵衛少将遷。内蔵頭。因幡守故如。
- 承和8年 (841) 従五位上授。
- 承和9年 (842) 7月15日 嵯峨上皇が嵯峨院で崩御する
7月17日 伴健岑、橘逸勢らが謀反。(承和の変)
7月23日 藤原良相、近衛兵40人を率いて皇太子の直曹を守る。
- 承和10年 (843) 正五位下加。阿波守遷。内蔵頭、左兵衛少将故如。
- 承和13年 (846) 従四位下至。中将転、余官故如。
- 嘉祥元年 (848) 参議拜。 「長年大寶」(嘉祥元年 池250 2枚)
- 嘉祥2年 (849) 相模守兼。
秋 右大弁拜。相模守故如。
- 嘉祥3年 (850) 3月 文徳天皇が即位し、惟仁親王が立太子、藤原順子が皇太夫人。
従四位上授。
数月 正四位下加。陸奥出羽案察使尋領。未幾。左大弁兼春宮大夫遷。
- 仁寿元年 (851) 従三位授。権中納言拜。
- 仁寿4年 (854) 大納言兼右近衛大将転。藤原順子が皇太后。
- 斉衡二年 (855) 正三位進。
- 斉衡四年 (857) 右大臣拜。 「斉衡四年」題箋木簡 (西側の池出土)
- 天安元年 (857) 従二位授。遷左近衛大将。
2月 藤原良房が太政大臣になる。
- 天安2年 (858) 8月 文徳天皇が没し、清和が即位。
- 貞観元年 (859) 正二位授。
- 貞観元年 (859) 4月18日 皇太后藤原順子が東宮より西三条第に遷御。
「饒益神寶」(貞観元年 池250、1枚)
- 貞観2年 (860) 4月25日 皇太后藤原順子は1年間滞在した東五条第に帰る。
- 貞観3年 (861) 正月 藤原順子が天台座主円仁を戒師として出家。
- 貞観6年 (864) 正月 藤原順子が太皇太后宮となる。
- 貞観8年 (866) 3月23日 清和天皇が藤原良相の西三条第(百花亭)に行幸。
閏3月1日 清和天皇が藤原良房の染殿に行幸。
閏3月10日 応天門と左右の楼閣が焼亡(応天門の変)。
8月3日 大宅鷹取が申し出て伴善男が放火犯となる。
8月19日 藤原良房が摂政になる。
12月8日 藤原良相、表を抗し、職解を請う。
12月11日 藤原良相、重て表を抗し言う。
12月13日 藤原良相、重て表を抗し言う。
- 貞観9年 (867) 10月初 直廬に病を得、里第に退く。
10月10日 藤原良相没(55才)。
- 貞観10年 (868) 1月16日 藤原常行が讃岐守に任じられる(貞観12年1月13日まで)
「貞観大寶」(貞観12年 池250 3枚)
- 貞観13年 (871) 9月28日 太皇太后藤原順子崩御し後山科陵に埋葬(63才)。
- 貞観17年 (875) 2月17日 藤原常行が没す(40才)。
- 嘉保2年 (1095) 散位従四位下大江公仲。配流の際の財産処分状が作成される。(『平安遺文』第1338号)

「奈尔波口都 ○」

木6 243×30×1 061

木2 (243)×23×1 061

木5 245×30×1 061

木4 (245)×29×1 061

木3 (193)×28×1 061

「奈尔皮口」

木8 133×18×2 033

・「讃岐国寒川郡」
・「難破郷秦武成」

木2~6・8 : 井戸470(9世紀初)
木10 : 池300(9世紀初)
木17 : 池250(9世紀後半)

「奈尔波口都 ○」

木10 (100)×25×3 039

「奈尔波口都」

参考: 2001年度調査池出土題箋(9世紀後半)

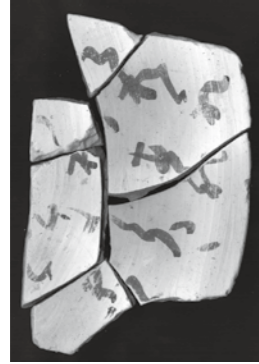
「奈尔波口都」

「奈尔波口都」

・「奈尔波口都」
我我口口

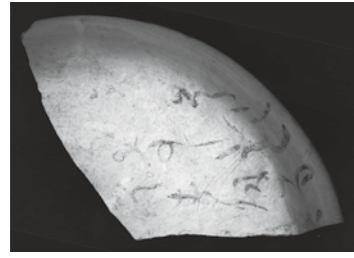
・「正倉帳」 (85)×35×5 061

出土木簡



墨8

土師器杯内面
□れ囿
□わあな
□囿く
□ま□



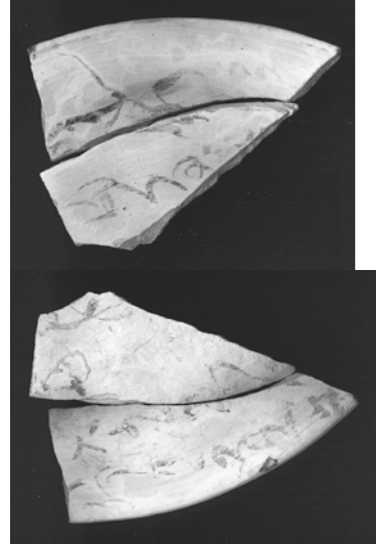
墨16

□そこ
□なしも
□まほる



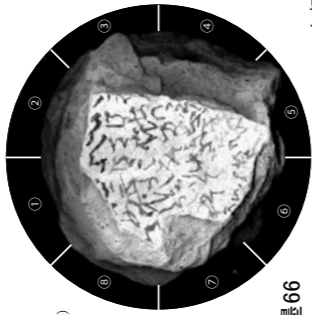
墨12

か
に
た



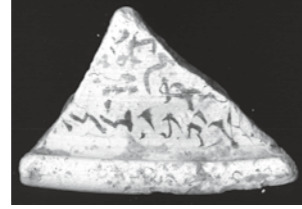
墨11

外面 土師器皿 内面



墨66

□め□□は
□⁽⁹⁾□⁽⁸⁾
□はなわを
□はなまを
□はこを
□□□□



墨67

くあ
□よいけにい□

□まる
□ま

墨14

□あけかて□
□なかつし

□は
□けの
□もたい
□かを
□あま
□い
□くし
□えす
□れ
□い
□く
□し
□す
□す
□き
□な
□ひ
□と
□は
□れ
□に
□は
□れ
□に
□え
□ら



墨15

かつらきく

土師器杯
内面

□か
□く
□は
□は
□ら
□は
□に
□ひ
□は

墨54



土師器皿外面

□かの
□な
□た
□む
□た
□か
□り

は
□
□
□
□

こ
り
を
る
は
い

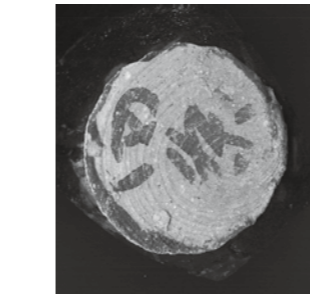
□め
□ら
□な
□れ
□な

□な
□か
□つ
□せ
□あ
□ら

□り
□
□
□⁽⁹⁾
□⁽⁸⁾
□⁽⁷⁾
□⁽⁶⁾

□あ
□と
□か
□と
□れ
□は

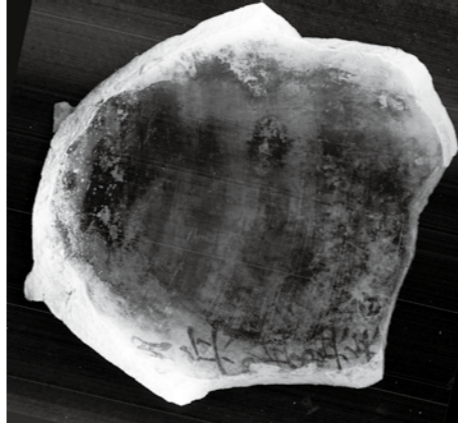
□ひ
□の
□ら



墨72

四 条

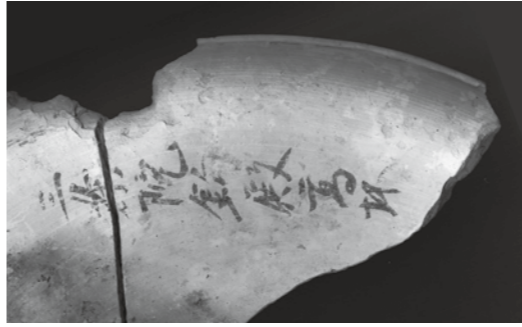
緑釉陶器碗外面



墨71

明 兵 兵 兵

須恵器壺内面



墨64

三 条 院 鉤 殿 高 杯

土師器高杯内面



墨42

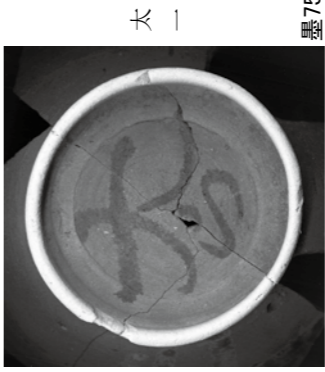
土師器杯内面

土師器杯外面



大 團
馬 團
因 因 夫
因 因 夫

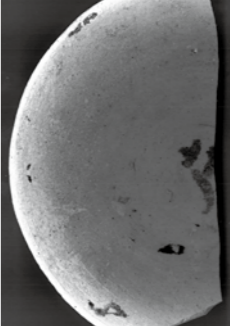
飯
夫
夫
夫



墨75

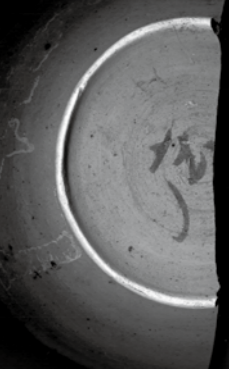
太 一

灰釉陶器碗外面



墨74

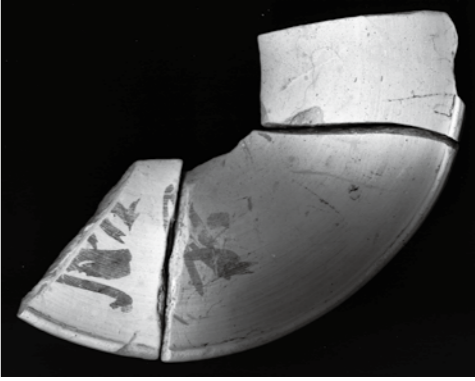
庄



墨79

専 師

灰釉陶器碗外面



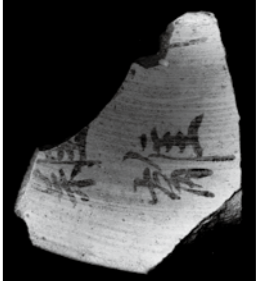
墨62

土師器高杯内面

所

離 離

墨43



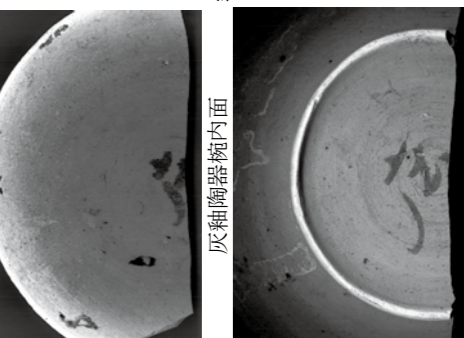
土師器杯内面



墨65

政 所

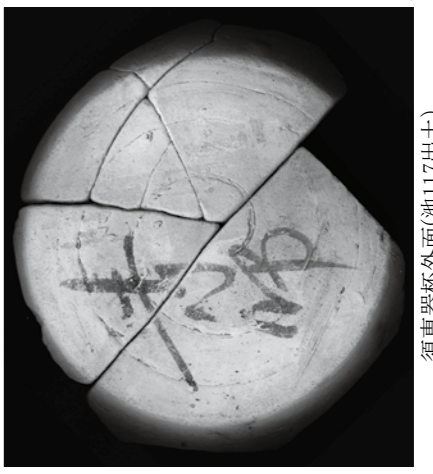
土師器高杯内面



墨77

庄

庄



墨82

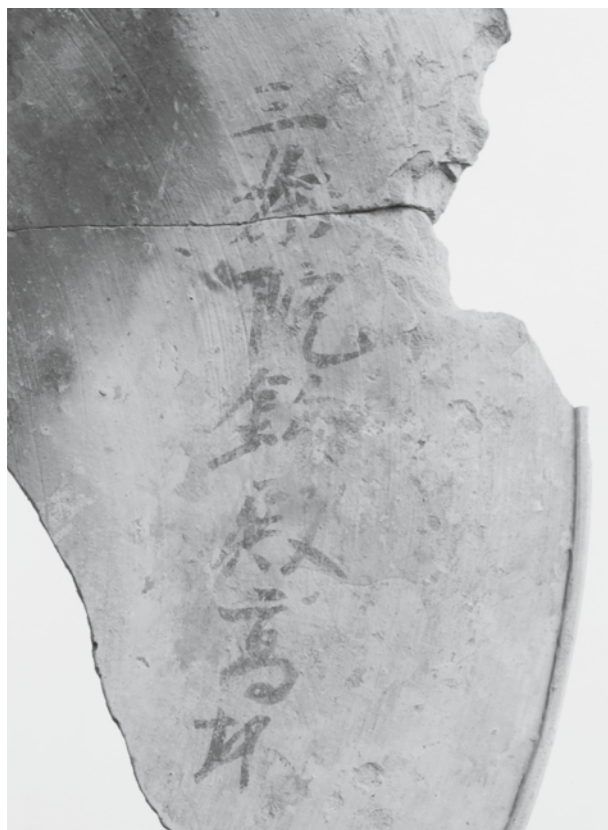
土師器碗外面(井戸470出土)

池 250 から出土した墨書土器 (仮名)

池 250 から出土した墨書土器 (墨 79・82 を除く、漢字)

「三条院釣殿高坏」 — 墨書土器から邸宅名が判明 —

<http://www.kyoto-arc.or.jp>
(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館



「三条院釣殿高坏」墨書高杯



「斉衡四年」題箋木筒

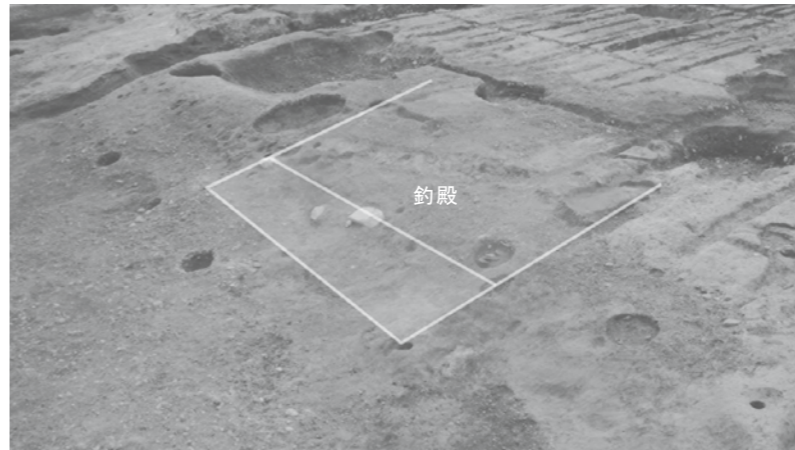


「政所」墨書高杯

西三条第 平安京の右京三条一坊六町は、南北朝時代初期に洞院公賢が書き記した『拾芥抄』「西京図」に「西三條」の書き込みがあり、平安時代前期の公卿、藤原良相(813～867)の邸宅「西三条第」推定地とされてきました。2011年に六町北東部を調査したところ池が見つかり、大量の遺物が出土しました。その中に「三条院釣殿高坏」と墨書した土器があり、調査地が史料にみえる「西三条第」であることがほぼ確実となりました。平安京内の邸宅跡で、出土資料によって邸宅名が特定できたのは初めての事です。

西三条第については、『日本三代実録』に3回登場します。貞観元年(859)4月18日条、貞観2年(860)4月25日条、貞観8年(866)3月23日条で、はじめの2回の史料は、良相の実姉、藤原順子(皇太后、仁明天皇皇后、文徳天皇生母)が約1年間滞在したことが記されています。3回目の史料は、清和天皇が当邸に行幸し、桜花を観望したり、文人を集めて「百花亭」の詩を詠んだとあり、9世紀後半の早い段階に当邸が盛んに用いられたことがわかります。
「三条院釣殿高坏」墨書高杯 この高杯は池の西岸で多くの遺物に

混じって出土しました。杯部の上面に「三条院釣殿高坏」と墨書しており、「所在地・使用場所・器形」が記された、本当にありがたい土器です。
ところで、墨書の文字は「西三条第」が「三条院」となっていますが、これは皇太后藤原順子が約1年間当地に滞在したため「院」の文字が用いられたとみられます。つまり当地が皇太后御所となっていたため、三条院と称することが許されたのでしょう。
「斉衡四年」木筒 三条院については、このたび改めて重要な発見がありました。2002年の調査で、



池の西岸で見つかった釣殿の遺構(北東から)

池の中から題箋木筒が出土しました。当時「斉衡四年三條」「口正倉帳」と判読されましたが、改めて注目したところ、□の部分は「院」と判明し、「三條(條)院」の文字史料がすでに出土していたことがわかったのです。斉衡4年(857)は皇太后順子が当邸に滞在する2年前に当たり、この時すでに「三條院」と呼ばれていたことを示しています。2つの「三條(條)院」資料が別地点から出土したことの意義は大きいといえます。

釣殿の遺構 墨書土器が出土した池の西岸には礎石2基と抜取穴が南北に並び、その東には柱穴も

並びます。つまり西側から池内に及ぶ建物があり、池上には縁が造られていたことまで推定できました。これが「釣殿」の遺構であることは、一般的にいわれる寝殿造建物配置からみても明らかです。つまりこの墨書土器は、まさにこの場所で使われていたのです。

「政所」墨書高杯 先の墨書土器のわずか東で、「政所」と墨書された高杯も出土しました。墨書は七角形に面取された脚部の2方向に描かれています。「政所」とは、邸宅内の事務その他を執行する家政機関とされますが、ここで「三条院」墨書土器といっしょに出土したと

なると、当然皇太后御所との関連が想定されます。つまり皇太后の身の世話をする機関が付近に存在し、そこで使われた土器がこの高杯だったのでしょう。

西三条第の遺構 調査によって西三条第北東部の様子が判明してきました。長方形の大きな池がありました。この池の南西部には溝が取り付け、西側の別の池に水を流していました。建物は全般に小さく、東西棟が南北に独立して配置されました。池の西岸には釣殿があり、その西側も柱穴があることから、広い床をもった建物が推定できました。南西の建物は柱穴が大きく、立派な建物であったと推定できます。建物からは遠くが望めたはずで、桜花の季節、ここから眺めれば、池越しにすばらしい風景が広がっていたことでしょう。そこで文を能くする貴族たちを集めて詩が競わされました。「百花亭」という美しい別称は、このような場面から記録されたのでしょう。

(丸川義広)

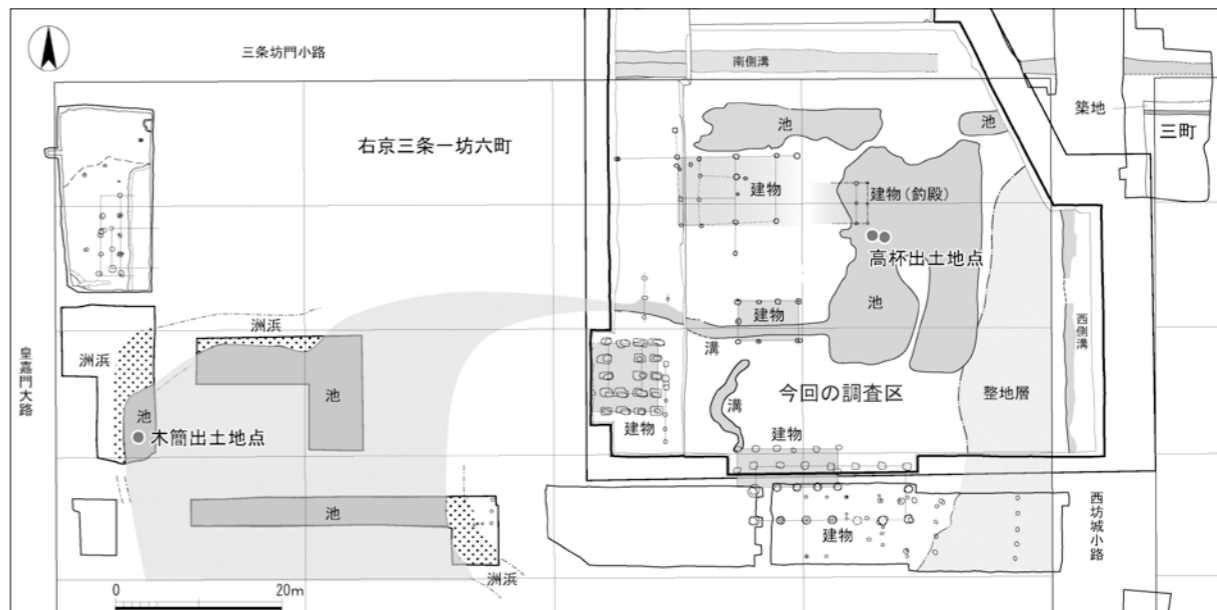


図1 西三条第北西部の遺構配置